

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示 (文化生活総務課)	475
公 告	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、山城南土木事務所)	476
教 育 委 員 会	
○京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示	〃

選挙管理委員会	
○政治団体の設立	476
○政治団体届出事項の異動	478
○政治団体の解散	483
○政治団体の収支報告書の要旨	〃
○資金管理団体の指定	487
○資金管理団体届出事項の異動	488
○資金管理団体の指定の取消し	489
監 査 委 員	
○令和 6 年度、令和 5 年度及び令和 4 年度の包括外部監査の結果に基づき講じられた措置の公表	〃

告 示

京都府告示第380号

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱(平成19年京都府告示第366号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府地域未来づくりプロジェクト交付金交付要綱

第 1 条中「当該地域の住民が」を「住民等が」に、「当該地域の課題」を「課題」に、「地域交響活動」を「地域課題解決活動」に改める。

第 2 条第 1 項中「住民」を「住民等」に、「地域交響活動」を「地域課題解決活動」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表に定めるとおりとする」を「知事が別に定める」に改め、ただし書を削り、同条第 2 項

中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項第 5 号中「別表の 5 の事業その他」を削り、同条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 4 条第 1 項中「別記第 1 号様式」を「知事が別に定める様式によるもの」に改める。

第 6 条第 1 項中「別記第 2 号様式」を「知事が別に定める様式」に改める。

第 7 条第 1 項中「別記第 3 号様式を知事に提出して」を「知事が別に定める様式による申請書を知事に提出し」に改める。

第 8 条を次のように改める。

(実績報告)

第 8 条 規則第13条に規定する実績報告書は、知事が別に定める様式によるものとし、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

第 8 条の 2 の見出しを「(交付手続の特例)」に改め、同条中「別表の 5 の事業については、」を削る。

別表を削る。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月21日から施行し、この告示による改正後の京都府地域未来づくりプロジェクト交付金交付要綱の規定は、令和 8 年度分の交付金から適用する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市東東神屋83の1、83の4、83の5、84の1、84の3、85、86、87の1、87の2
（関連区域）
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
白山市松本町2512
株式会社クスリのアオキ
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
相楽郡精華町新精台一丁目6
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京田辺市山手東一丁目8の6
株式会社しんわハウス

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第2号

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱（令和3年京都府教育委員会教育長告示第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府地域未来づくりプロジェクト交付金交付要綱

第1条中「当該地域の住民が」を「住民等が」に、「当該地域の課題」を「課題」に、「地域交響活動」を「地域課題解決活動」に改める。

第2条第1項中「住民」を「住民等」に、「地域交響活動」を「地域課題解決活動」に改める。

第3条第1項中「別表に定めるとおりとする」を「教育長が別に定める」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項第5号中「その他」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第4条第1項中「別記第1号様式」を「教育長が別に定める様式によるもの」に改める。

第6条第1項中「別記第2号様式」を「教育長が別に定める様式」に改める。

第7条第1項中「別記第3号様式を教育長に提出して」を「教育長が別に定める様式による申請書を教育長に提出し」に改める。

第8条を次のように改める。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、教育長が別に定める様式によるものとし、別に定める期日までに教育長に提出するものとする。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年7月21日から施行し、この告示による改正後の京都府地域未来づくりプロジェクト交付金交付要綱の規定は、令和8年度分の交付金から適用する。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政党の支部

法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

1 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	届 出 年 月 日
中道改革連 合京都府第 1 区総支部	平竹 耕三	田中 健志	京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋 町 406 マツフビル 1 階	衆議院議員	令和 8 年 1 月 21 日
中道改革連 合京都府第 6 区総支部	山井 和則	宮地 俊之	城陽市平川茶屋裏 58 の 1 の 2 F	衆議院議員	令和 8 年 1 月 21 日
中道改革連 合京都府第 3 区総支部	泉 健太	野本 菜生	京都市伏見区深草加賀屋敷町 3 の 6 ネ クスト 21 の II 1 F	衆議院議員	令和 8 年 1 月 22 日
日本維新の 会衆議院京 都府第 1 選 挙区支部	佐々木隆吏	佐々木隆吏	京都市中京区壬生淵田町 33 の 3	衆議院議員	令和 8 年 1 月 22 日
中道改革連 合京都府第 2 区総支部	河野有里子	河野 滋由	京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋 町 406 マツフビル 1 階	衆議院議員	令和 8 年 1 月 23 日

その他の政治団体

法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類 (第二号)	届 出 年 月 日
佐々木たか し後援会	佐々木隆吏	松本 洋典	京都市中京区壬生淵田町 33 の 3	衆議院議員	佐々木隆吏、 衆議院議員	令和 8 年 2 月 4 日
フジタ洋司 後援会	藤田 洋司	藤田 哲	京都市左京区高野西開町 55 の 2 フジタ薬局内	衆議院議員	藤田 洋司、 衆議院議員	令和 8 年 3 月 3 日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
岩田幸子後 援会	岩田 幸子	藤江みつえ	綴喜郡井手町大字多賀小字西南組 43 の 1	令和 8 年 1 月 5 日
渡辺のりこ 後援会	渡辺 典子	渡辺 由治	南丹市日吉町上胡麻木戸脇 33 の 3	令和 8 年 1 月 5 日
安藤眞吾と 南丹市みら い創造の会	安藤 眞吾	平野 美緒	南丹市園部町上木崎町下中囃 8 の 6	令和 8 年 1 月 6 日
西田かよこ 後援会	西田 修身	西田 芳也	南丹市園部町口司南垣内 39	令和 8 年 1 月 8 日
原山誠後援 会	原山 誠	原山 誠	京都市右京区太秦多藪町 44 の 1	令和 8 年 1 月 9 日
高橋智浩後 援会	高橋 智浩	高橋 綾子	京田辺市東鍵田 3 メゾンエスポワール 202 号室	令和 8 年 1 月 26 日
もっともっ と、南丹！ の会	山下 秋則	西村 好高	南丹市八木町船枝妙見 5 西村方	令和 8 年 1 月 30 日
國勝倭塾	金定 良輔	金定 良輔	綾部市西坂町立貝 36	令和 8 年 2 月 4 日
シン・アヤ ベ	種清 喜之	種清 泰子	綾部市物部町城山 59	令和 8 年 2 月 4 日
西村ゆきこ 後援会	西村由貴子	伊藤 正博	京都市右京区山ノ内養老町 3 の 6	令和 8 年 2 月 4 日
京都の未来 を創る会	原山 誠	原山 誠	京都市右京区太秦多藪町 44 の 1	令和 8 年 2 月 16 日

藤井伸生後援会	森川 明	永戸 有子	京都市下京区北不動堂町 482 YMビル 1 階	令和 8 年 2 月 20 日
足立てるき後援会	足立 輝希	足立 輝希	綾部市和木町橋戸 28	令和 8 年 2 月 24 日
未来を運ぶ会	榊 裕貴	山本 晃正	京都市南区上鳥羽大柳町 41	令和 8 年 2 月 25 日
チーム明日の向日	林 リエ	後藤有紀子	向日市上植野町西小路 3 の 4	令和 8 年 2 月 26 日
つるたけいすけ後援会	木村 雄一	木村 雄一	綴喜郡井手町井手南猪ノ阪 85 の 1	令和 8 年 2 月 27 日
竹内ゆずる後援会	竹内 譲	山本 大樹	京都市上京区真如堂前町 123	令和 8 年 3 月 2 日
池田さところ後援会	金子 一広	池田 健吾	京都市右京区嵯峨明星町 31 の 4 嵐山ビューハイツ 103	令和 8 年 3 月 6 日
活力ある京都をつくる会和束支部	岡田 勇	村城 信隆	相楽郡和束町大字中小字平田 77 の 19	令和 8 年 3 月 13 日
奥田としお後援会	岩城 隆史	窪田 明夫	綴喜郡井手町大字多賀小字西南組 13	令和 8 年 3 月 16 日
神田一之後援会	神田 一之	梅原 正明	綾部市七百石町大造岡 5 の 1	令和 8 年 3 月 19 日



京都府選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により政治団体から届出のあった政治団体届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党京都府第二選挙区支部	藤 田 洋 司	代 表 者	藤 田 洋 司	吉 井 章	令和 8 年 1 月 22 日
		国会議員関係政治団体の区分（公職の種類）	法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体（衆議院議員）	法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体（参議院議員）	
自由民主党京都府第三選挙区支部	繁 本 護	代 表 者	繁 本 護	西 田 昌 司	令和 8 年 1 月 22 日
		国会議員関係政治団体の区分（公職の種類）	法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体（衆議院議員）	法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体（参議院議員）	

自由民主党京都府第四選挙区支部	北 神 圭 朗	代 表 者	北 神 圭 朗	西 田 昌 司	令和 8 年 1 月 23 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (参議院議員)	
立憲民主党京都府第6区総支部	服 部 正	代 表 者	服 部 正	山 井 和 則	令和 8 年 1 月 21 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	
立憲民主党京都府総支部連合会	田 中 美 貴 子	代 表 者	田 中 美 貴 子	泉 健 太	令和 8 年 1 月 21 日
立憲民主党京都府第1区総支部	田 中 美 貴 子	代 表 者	田 中 美 貴 子	泉 健 太	令和 8 年 1 月 21 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	
立憲民主党京都府第2区総支部	田 中 美 貴 子	代 表 者	田 中 美 貴 子	泉 健 太	令和 8 年 1 月 21 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	
立憲民主党京都府第4区総支部	田 中 美 貴 子	代 表 者	田 中 美 貴 子	泉 健 太	令和 8 年 1 月 21 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	
立憲民主党京都府第5区総支部	田 中 美 貴 子	代 表 者	田 中 美 貴 子	泉 健 太	令和 8 年 1 月 21 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	
立憲民主党京都府第3区総支部	和 島 一 行	主たる事務所の 所 在 地	京都市伏見区西大 手町307の12 鹿 六ビル2 F	京都市伏見区深草 加賀屋敷町3の6 ネクスト21のⅡ 1 F	令和 8 年 1 月 21 日
		代 表 者	和 島 一 行	泉 健 太	
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体 (衆議院議員)	

自由民主党京都府第四選挙区支部	北 神 圭 朗	会 計 責 任 者	千 葉 一 真	柿 本 大 輔	令和 8 年 2 月 16 日
自由民主党長岡京支部	能 勢 昌 博	会 計 責 任 者	八 木 優 貴	中小路 貴 司	令和 8 年 1 月 13 日
立憲民主党京都府第 6 区総支部	服 部 正	主たる事務所の所在地	宇治市白川山本 2 の 4	城陽市平川茶屋裏 58 の 1 2 F	令和 8 年 2 月 26 日
参政党京都府第 6 支部	瓦 谷 誠 男	会 計 責 任 者	金 子 光	若 林 哲	令和 8 年 3 月 8 日
自由民主党京都府第六選挙区支部	園 崎 弘 道	会 計 責 任 者	園 崎 理 絵	小 谷 千 佳	令和 8 年 2 月 9 日
自由民主党京都府第四選挙区支部	北 神 圭 朗	主たる事務所の所在地	京都市右京区西院西田町 23 日新ビル 2 F	京都市西京区上桂宮ノ後町 38 の 2 田中ビル 3 F	令和 8 年 3 月 23 日
参政党京都府第 2 支部	吉 岡 直 子	会 計 責 任 者	土 田 洋 右	小 西 規 文	令和 8 年 3 月 27 日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
奥村文浩後援会	安 田 吉 孝	会 計 責 任 者	奥 村 郁 雄	奥 村 瑞 穂	令和 7 年 12 月 31 日
山中イッセイ後援会	坂 本 博 士	主たる事務所の所在地	乙訓郡大山崎町字大山崎小字広敷 11 の 7	乙訓郡大山崎町字大山崎小字岩崎 28 の 4	令和 7 年 10 月 27 日
藤本よしあき後援会	足 立 武 司	主たる事務所の所在地	福知山市字堀 1275 の 4	福知山市かしの木台 3 丁目 55 の 5	令和 8 年 1 月 1 日
		会 計 責 任 者	藤 本 志 津	岸 田 健	
菊川かずしげを支援する会	菊 川 和 滋	代 表 者	菊 川 和 滋	森 本 亮 造	令和 8 年 1 月 21 日
		会 計 責 任 者	菊 川 和 滋	菊 川 小 百 合	
幸福実現党京都南後援会	尾 崎 明	会 計 責 任 者	奥 平 智 史	児 玉 桃 和	令和 7 年 12 月 19 日
活力京都八幡の会	西 村 忠 雄	主たる事務所の所在地	八幡市岩田高木 84	八幡市美濃山井ノ元 75	令和 8 年 1 月 22 日
		代 表 者	西 村 忠 雄	赤 川 行 男	
		会 計 責 任 者	叶 敏 当	藤 林 一 慶	
近畿税理士政治連盟京都府支部連合会	高 橋 宏 至	代 表 者	高 橋 宏 至	中 谷 隆 夫	令和 7 年 8 月 29 日
		会 計 責 任 者	藪 壽 人	高 橋 宏 至	
安持なるみ後援会	安 持 成 美	主たる事務所の所在地	京都市右京区西院月双町 120 パインフィールド西京極 807 号	京都市南区東九条烏丸町 46	令和 8 年 1 月 19 日
		国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 〔公職の候補者の氏名及び公職の種類〕	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体 (衆議院議員) 〔安持成美、衆議院議員〕	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
鳴海まさのり後援会	鳴 海 公 軌	主たる事務所の所在地	京丹後市網野町小浜 1 の 6	京丹後市網野町小浜 932 の 2 サンリードあみの 202	令和 8 年 2 月 4 日

杉島ひさとし後援会	杉 島 久 敏	会 計 責 任 者	杉 島 寿 子	杉 島 秀 隆	令和 7 年 7 月 1 日
たきわき正明後援会	瀧 脇 正 明	主たる事務所の 所 在 地	京都市伏見区向島 中島町77の35 前 波ビル203	京都市伏見区向島 津田町102 第 2 長栄マンション 206	令和 8 年 2 月 13 日
活力ある京都をつくる会	堀 場 厚	主たる事務所の 所 在 地	京都市下京区西洞 院通仏光寺上る綾 西洞院町760	京都市中京区御池 通堀川東入北側 自由民主党館内	令和 8 年 2 月 18 日
		代 表 者	堀 場 厚	塚 本 能 交	
長谷川羽衣子とeみらいをつくる会	朴 羽衣子	主たる事務所の 所 在 地	尼崎市七松町 2 丁 目15の 5	京都市下京区西七 条南衣田町63	令和 8 年 1 月 27 日
		国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員 関係政治団体 (衆議院議員)	法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員 関係政治団体 (参議院議員)	
		〔公職の候補者 の氏名及び公 職の種類〕	〔朴羽衣子、 衆議院議員〕	〔朴羽衣子、 参議院議員〕	
幸福実現党洛西後援会	吉 田 雄 二	主たる事務所の 所 在 地	京都市西京区大枝 塚原町 3 の 11 の 507	京都市西京区大枝 北福西町 1 の 3 の 1 30の203	令和 8 年 2 月 1 日
		代 表 者	吉 田 雄 二	小 山 幸 二	
片岡ひであき後援会	杉 山 俊 平	会 計 責 任 者	片 岡 まり子	片 岡 勇	令和 7 年 9 月 1 日
活力京都舞鶴の会	嵯峨根 仁 史	主たる事務所の 所 在 地	舞鶴市字円満寺 141の 2 泉ビル 2 階	舞鶴市字浜2006の 18	令和 8 年 2 月 24 日
		代 表 者	嵯峨根 仁 史	小 西 剛	
つなぐ京都2026	梶 川 憲	名 称	つなぐ京都2026	府民本位の新しい 民主府政をつくる 会 (略称、新しい 民主府政の会)	令和 8 年 2 月 21 日
		主たる事務所の 所 在 地	京都市下京区北不 動堂町482 YM ビル 1 階	京都市中京区壬生 仙念町30の 2 京 都労働者総合会館 内 京都自治体労 働組合総連合気付	
		会 計 責 任 者	永 戸 有 子	福 島 功	
服部正後援会	服 部 正 吉	代 表 者	服 部 正 吉	北 川 浩	令和 8 年 2 月 27 日
		会 計 責 任 者	服 部 千歌子	服 部 正 吉	
村山祥栄政策フォーラム	村 山 祥 栄	国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類)	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員 関係政治団体 (参議院議員)	令和 7 年 12 月 19 日
		〔公職の候補者 の氏名及び公 職の種類〕		〔村山祥栄、 参議院議員〕	

緑水会政治連盟	足 立 健 一	代 表 者 会 計 責 任 者	足 立 健 一 衣 笠 浩 二	平 林 詩 朗 井 手 洋 一	令和 8 年 2 月 26 日
活力京都・綾部会	材 木 正 己	代 表 者	材 木 正 己	塩 田 展 康	令和 8 年 3 月 6 日
幸福実現党京都中央後援会	藤 田 勝 久	会 計 責 任 者	児 玉 桃 和	細 見 俊 介	令和 8 年 1 月 1 日
じちろう京都	森 本 尚 秀	主たる事務所の 所 在 地 代 表 者	京都市中京区丸太 町通烏丸西入北側 エフラス京都御 所西 2 F 森 本 尚 秀	京都市中京区丸太 町通烏丸西入北側 NHKビル 2 F 岡 本 哲 也	令和 8 年 3 月 1 日
下村まきこ後援会	下 村 牧 子	主たる事務所の 所 在 地	城陽市長池北清水 58の22	城陽市富野堀口80 の11	令和 7 年 9 月 8 日
日本の夜明の会	安 田 成 達	主たる事務所の 所 在 地	京都市中京区壬生 神明町 1 の 249	京都市中京区西ノ 京東月光町 35	令和 8 年 3 月 10 日
天木みなみ後援会	畑 重 人	主たる事務所の 所 在 地 代 表 者 会 計 責 任 者	長岡京市友岡 1 の 17の35 畑 重 人 岩 崎 律 子	乙訓郡大山崎町大 山崎尻江58の10 伊集院 智 畑 重 人	令和 8 年 3 月 10 日
京都市高齢者介護フォーラム	溝 口 武 美	主たる事務所の 所 在 地	京都市右京区宇多 野法安寺町 18	京都市伏見区醍醐 下端山町 29	令和 8 年 3 月 16 日
岡野天明後援会	馬 谷 典 男	会 計 責 任 者	岸和田 正 人	真 下 勝 行	令和 8 年 3 月 17 日
活力京都宇治田原の会	田 中 修	主たる事務所の 所 在 地 代 表 者	綴喜郡宇治田原町 郷之口本町 64 田 中 修	綴喜郡宇治田原町 緑苑坂 32 の 3 原 田 周 一	令和 8 年 2 月 26 日
丹後織物振興連盟	田 茂 井 勇 人	会 計 責 任 者	安 田 章 二	松 田 忍	令和 7 年 6 月 1 日
日本共産党佐藤新一後援会	山 本 恵 三	会 計 責 任 者	市 田 花 子	市 田 克 己	令和 6 年 8 月 11 日
玉本なるみ後援会	杉 山 幸 子	代 表 者	杉 山 幸 子	太 田 三 智	令和 7 年 8 月 17 日
長岡京の未来を創る会	寺 家 照 二	主たる事務所の 所 在 地	長岡京市下海印寺 西条 39	長岡京市下海印寺 西条 51	令和 8 年 3 月 19 日
明るい社会の実現を目指す市 民会議	平 峯 健 太	会 計 責 任 者	井 上 優 樹	西 山 正 峰	令和 7 年 7 月 20 日
室町伊吹文明後援会	小 澤 達 也	代 表 者	小 澤 達 也	小 澤 淳 二	令和 8 年 3 月 27 日
大山崎町日本共産党後援会	安 田 義 明	代 表 者	安 田 義 明	井 手 啓 二	令和 8 年 3 月 30 日
神谷修平後援会	濱 田 修 平	代 表 者	濱 田 修 平	神 谷 修 平	令和 7 年 4 月 1 日
西郷みなこ後援会	西 郷 南 海 子	国会議員関係政治 団 体 の 区 分 (公職の種類) 〔公職の候補者 の氏名及び公 職の種類〕	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員 関係政治団体 (参議院議員) 〔西郷南海子、 参議院議員〕	令和 8 年 3 月 30 日
和田すすむ後援会	泉 晋	代 表 者	泉 晋	和 田 晋	令和 8 年 3 月 30 日
キョウト飛翔友の会	北 尾 友 香	代 表 者 会 計 責 任 者	北 尾 友 香 北 尾 友 香	松 嶺 友 香 松 嶺 友 香	令和 7 年 12 月 20 日
山秋会	山 下 秋 則	代 表 者	山 下 秋 則	田 井 博 行	令和 8 年 3 月 31 日
谷尻のぶお後援会	谷 尻 宣 雄	会 計 責 任 者	谷 尻 弘 美	井 上 泰 利	令和 8 年 3 月 31 日

藤田チサコ後援会	西 野 智 也	主たる事務所の 所在地	城陽市富野乾垣内 86の14	城陽市富野南清水 61の 6 脇田建設 ビル502号室	令和 7 年 3 月 30 日
----------	---------	----------------	-------------------	-----------------------------------	-----------------



京都府選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の解散に係る事項は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川辺の明日を考える会	平 野 清 久	令和 7 年 12 月 31 日
渡辺ともこ後援会	渡 邊 智 子	令和 7 年 12 月 28 日
活力ある南山城村をつくる会	平 沼 和 彦	令和 8 年 1 月 6 日
平沼和彦後援会	平 沼 和 彦	令和 8 年 1 月 6 日
植山米一後援会	植 山 順 子	令和 7 年 12 月 31 日
教育無償化を実現する会 京都府第 2 区総支部	前 原 誠 司	令和 7 年 12 月 31 日
久御山町を創新する会	芦 田 祐 介	令和 8 年 1 月 15 日
京都隊友連盟	土 居 一 豊	令和 7 年 12 月 31 日
城陽絆（きずな）	土 居 一 豊	令和 7 年 12 月 31 日
山本せいご後援会	濱 谷 勝	令和 7 年 12 月 28 日
新しい方向の会	東 宣 行	令和 7 年 12 月 23 日
京丹後市政の会	奥 野 宏	令和 7 年 12 月 23 日
京丹後市政を考える市民の会	奥 野 重 治	令和 7 年 12 月 23 日
すみさき勉後援会	炭 崎 勉	令和 7 年 12 月 31 日
中村三之助と皆の会	中 村 三之助	令和 7 年 12 月 29 日
西村克己後援会	西 村 彰 芳	令和 7 年 12 月 31 日
あやべ太陽の会	大 槻 浩 平	令和 8 年 2 月 1 日

山崎ぜんや後援会	大 槻 浩 平	令和 8 年 2 月 1 日
金田そうじん後援会	藤 村 肇	令和 7 年 1 月 24 日
躍動する南丹市をつくる会和衆会	小 泉 颯 雄	令和 8 年 1 月 30 日
木村ひろし後援会	木 村 義 一	令和 8 年 2 月 28 日
しまうち研後援会	島 内 技	令和 8 年 3 月 5 日
活力ある京都をつくる会 和東支部	岡 田 勇	令和 7 年 12 月 31 日
京丹後の明日をひらく会	西 村 恒 彦	令和 8 年 3 月 16 日
なかじまひでき後援会	竹 内 絵 理	令和 8 年 3 月 27 日
日本共産党二階堂恵子後援会	岩 間 正 和	令和 7 年 10 月 15 日
みさき政直後援会	荒 田 ケ イ	令和 8 年 3 月 16 日
左京区の未来を考える会	豊 田 恵 美	令和 7 年 12 月 1 日
山秋会	山 下 秋 則	令和 8 年 3 月 31 日



京都府選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政治団体の収支報告書の要旨（解散団体分）
（単位 円）

(令和 2 年分)

活力ある京都をつくる会和束支部

報告年月日 令和 8 年 3 月 13 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

(令和 3 年分)

活力ある京都をつくる会和束支部

報告年月日 令和 8 年 3 月 13 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

(令和 4 年分)

活力ある京都をつくる会和束支部

報告年月日 令和 8 年 3 月 13 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

(令和 5 年分)

活力ある京都をつくる会和束支部

報告年月日 令和 8 年 3 月 13 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

(令和 6 年分)

活力ある京都をつくる会和束支部

報告年月日 令和 8 年 3 月 13 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

(令和 7 年分)

教育無償化を実現する会京都府第 2 区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七
第一項第一号

公職の候補者の氏名等 前 原 誠 司

公職の候補者に係る公職の種類等 衆 議 院 議 員

報告年月日 令和 8 年 1 月 15 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	932,567
前年繰越額	932,567
2 支出総額	789,895
翌年への繰越額	142,672
3 支出の内訳	
経常経費	389,895
人件費	220,000
事務所費	169,895
政治活動費	400,000
寄附・交付金	400,000

中村三之助と皆の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中 村 三之助
資金管理団体の届出に係る公職の種類 京都市議会議員報告年月日 令和 8 年 2 月 10 日
(令和 7 年 12 月 29 日解散)

1 収入総額	2,680,431
前年繰越額	2,680,431
2 支出総額	2,680,431
3 支出の内訳	
経常経費	1,187,150
光熱水費	538,400
備品・消耗品費	625,000
事務所費	23,750
政治活動費	1,493,281
寄附・交付金	1,493,281

平沼和彦後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平 沼 和 彦
資金管理団体の届出に係る公職の種類 南 山 城 村 長報告年月日 令和 8 年 1 月 7 日
(令和 8 年 1 月 6 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新しい方向の会

報告年月日 令和 8 年 1 月 30 日
(令和 7 年 12 月 23 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

あやべ太陽の会

報告年月日 令和 8 年 2 月 18 日
(令和 8 年 2 月 1 日解散)

1 収入総額	11,974
前年繰越額	4,221
本年収入額	7,753
2 支出総額	7,260
翌年への繰越額	4,714
3 本年収入の内訳	
寄 附	7,753
政治団体分	7,753
4 支出の内訳	
政治活動費	7,260
その他の経費	7,260
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
年間五万円以下のもの	7,753

植山米一後援会

報告年月日 令和 8 年 1 月 9 日
(令和 7 年 12 月 31 日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

活力ある京都をつくる会和束支部

報 告 年 月 日 令和 8 年 3 月 13 日
(令和 7 年 12 月 31 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

活力ある南山城村をつくる会

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 7 日
(令和 8 年 1 月 6 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

金田そうじん後援会

報 告 年 月 日 令和 8 年 2 月 24 日
(令和 7 年 1 月 24 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

川辺の明日を考える会

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 5 日
(令和 7 年 12 月 31 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

木村ひろし後援会

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 21 日
(令和 8 年 2 月 28 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

京丹後市政の会

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 30 日
(令和 7 年 12 月 23 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

京丹後市政を考える市民の会

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 30 日
(令和 7 年 12 月 23 日 解散)

1 収 入 総 額 272
前 年 繰 越 額 272
2 支 出 総 額 0
翌 年 へ の 繰 越 額 272

京丹後の明日をひらく会

報 告 年 月 日 令和 8 年 3 月 30 日
(令和 8 年 3 月 16 日 解散)

1 収 入 総 額 143,441
前 年 繰 越 額 143,441
2 支 出 総 額 0
翌 年 へ の 繰 越 額 143,441

京都隊友連盟

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 16 日
(令和 7 年 12 月 31 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

久御山町を創新する会

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 15 日
(令和 8 年 1 月 15 日 解散)

1 収 入 総 額 51,604
前 年 繰 越 額 51,604
2 支 出 総 額 0
翌 年 へ の 繰 越 額 51,604

左京区の未来を考える会

報 告 年 月 日 令和 8 年 3 月 31 日
(令和 7 年 12 月 1 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

山秋会

報 告 年 月 日 令和 8 年 3 月 31 日
(令和 8 年 3 月 31 日 解散)

1 収 入 総 額 434,748
前 年 繰 越 額 748
本 年 収 入 額 434,000
2 支 出 総 額 432,005
翌 年 へ の 繰 越 額 2,743
3 本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の
事業による収入 434,000
その他の催物事業 434,000
4 支 出 の 内 訳
政 治 活 動 費 432,005
組 織 活 動 費 432,005

しまうち研後援会

報 告 年 月 日 令和 8 年 3 月 5 日
(令和 8 年 3 月 5 日 解散)

1 収 入 総 額 1,927,445
前 年 繰 越 額 1,927,445
2 支 出 総 額 1,927,445
3 支 出 の 内 訳
経 常 経 費 1,927,445
人 件 費 1,927,445

城陽絆（きずな）

報 告 年 月 日 令和 8 年 1 月 16 日
(令和 7 年 12 月 31 日 解散)

1 収 入 総 額 0
2 支 出 総 額 0

すみさき勉後援会

報告年月日 令和8年2月4日
(令和7年12月31日解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

なかじまひでき後援会

報告年月日 令和8年3月30日
(令和8年3月27日解散)

1 収入総額 307,251
前年繰越額 307,251
2 支出総額 307,251
3 支出の内訳
経常経費 307,251
人件費 175,106
事務所費 132,145

西村克己後援会

報告年月日 令和8年2月16日
(令和7年12月31日解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

日本共産党二階堂恵子後援会

報告年月日 令和8年3月30日
(令和7年10月15日解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

みさき政直後援会

報告年月日 令和8年3月30日
(令和8年3月16日解散)

1 収入総額 29,927
前年繰越額 29,927
2 支出総額 0
翌年への繰越額 29,927

躍動する南丹市をつくる会和衆会

報告年月日 令和8年3月2日
(令和8年1月30日解散)

1 収入総額 169,211
前年繰越額 169,211
2 支出総額 0
翌年への繰越額 169,211

山崎ぜんや後援会

報告年月日 令和8年2月18日
(令和8年2月1日解散)

1 収入総額 7,753
前年繰越額 7,753
2 支出総額 7,753
3 支出の内訳
政治活動費 7,753

寄附・交付金 7,753

山本せいご後援会

報告年月日 令和8年1月21日
(令和7年12月28日解散)

1 収入総額 206,614
前年繰越額 206,443
本年収入額 171
2 支出総額 121,803
翌年への繰越額 84,811
3 本年収入の内訳
その他の収入 171
一件十万円未満のもの 171
4 支出の内訳
経常経費 8,465
備品・消耗品費 8,465
政治活動費 113,338
組織活動費 2,780
機関紙誌の発行
その他の事業費 110,558
機関紙誌の発行事業費 110,558

渡辺ともし後援会

報告年月日 令和8年1月5日
(令和7年12月28日解散)

1 収入総額 380,843
前年繰越額 2,000
本年収入額 378,843
2 支出総額 380,843
3 本年収入の内訳
寄附 378,843
個人分 378,843
4 支出の内訳
経常経費 1,320
備品・消耗品費 1,320
政治活動費 379,523
組織活動費 30,600
機関紙誌の発行
その他の事業費 304,923
宣伝事業費 304,923
調査研究費 44,000

5 寄附の内訳
(個人分)

渡邊智子 378,843 長岡京市

(令和8年分)

平沼和彦後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平沼和彦
資金管理団体の届出に係る公職の種類 南山城村長

報告年月日 令和8年1月7日
(令和8年1月6日解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

あやべ太陽の会

報告年月日

令和8年2月18日
(令和8年2月1日解散)

1 収入総額	6,660
前年繰越額	4,714
本年収入額	1,946
2 支出総額	6,660
3 本年収入の内訳	
寄 附	1,946
個 人 分	1,946
4 支出の内訳	
政治活動費	6,660
その他の経費	6,660
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間五万円以下のもの	1,946

活力ある南山城村をつくる会

報告年月日

令和8年1月7日
(令和8年1月6日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

木村ひろし後援会

報告年月日

令和8年3月4日
(令和8年2月28日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

京丹後の明日をひらく会

報告年月日

令和8年3月30日
(令和8年3月16日解散)

1 収入総額	143,441
前年繰越額	143,441
2 支出総額	0
翌年への繰越額	143,441

久御山町を創新する会

報告年月日

令和8年1月15日
(令和8年1月15日解散)

1 収入総額	51,604
前年繰越額	51,604
2 支出総額	0

翌年への繰越額

51,604

山秋会

報告年月日

令和8年3月31日
(令和8年3月31日解散)

1 収入総額	2,743
前年繰越額	2,743
2 支出総額	0
翌年への繰越額	2,743

しまうち研後援会

報告年月日

令和8年3月5日
(令和8年3月5日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

なかじまひでき後援会

報告年月日

令和8年3月30日
(令和8年3月27日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

みさき政直後援会

報告年月日

令和8年3月30日
(令和8年3月16日解散)

1 収入総額	29,927
前年繰越額	29,927
2 支出総額	0
翌年への繰越額	29,927

躍動する南丹市をつくる会和衆会

報告年月日

令和8年3月17日
(令和8年1月30日解散)

1 収入総額	169,211
前年繰越額	169,211
2 支出総額	0
翌年への繰越額	169,211

山崎ぜんや後援会

報告年月日

令和8年2月18日
(令和8年2月1日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

京都府選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の指定に係る事項は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

資金管理団体の 届出をした者 (代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
岩 田 幸 子	井手町議会議員	岩田幸子後援会	綴喜郡井手町大字多賀小字西南組 43 の 1	令和 8 年 1 月 1 日
渡 辺 典 子	南丹市議会議員	渡辺のりこ後援会	南丹市日吉町上胡麻木戸脇 33 の 3	令和 8 年 1 月 1 日
安 藤 眞 吾	南丹市議会議員	安藤眞吾と南丹市 みらい創造の会	南丹市園部町上木崎町下中畷 8 の 6	令和 8 年 1 月 5 日
西 村 由 貴 子	京都府議会議員	西村ゆきこ後援会	京都市右京区山ノ内養老町 3 の 6	令和 8 年 2 月 4 日
種 清 喜 之	京都府議会議員	シン・アヤベ	綾部市物部町城山 59	令和 8 年 2 月 4 日
佐々木 隆 吏	衆 議 院 議 員	佐々木たかし後援会	京都市中京区壬生淵田町 33 の 3	令和 8 年 1 月 29 日
梶 裕 貴	京都府議会議員	未来を運ぶ会	京都市南区上鳥羽大柳町 41	令和 8 年 2 月 25 日
藤 田 洋 司	衆 議 院 議 員	フジタ洋司後援会	京都市左京区高野西開町 55 の 2 フジタ薬局内	令和 8 年 2 月 25 日



京都府選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項第 3 号の規定により届出のあった資金管理団体の届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

資金管理団体の 届出をした者 の氏名	資金管理団体の 名称	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
村 山 祥 栄	村山祥栄政策フォーラム	公 職 の 種 類	京 都 市 長	参 議 院 議 員	令和 7 年 12 月 19 日
安 田 成 達	日本の夜明の会	主たる事務所の所在地	京都市中京区壬生 神明町 1 の 249	京都市中京区西ノ 京東月光町 35	令和 8 年 3 月 10 日
下 村 牧 子	下村まきこ後援会	主たる事務所の所在地	城陽市長池北清水 58 の 22	城陽市富野堀口 80 の 11	令和 7 年 9 月 8 日
濱 田 修 平	神谷修平後援会	代 表 者	濱 田 修 平	神 谷 修 平	令和 7 年 4 月 1 日
北 尾 友 香	キョウト飛翔友の会	代 表 者	北 尾 友 香	松 嶺 友 香	令和 7 年 12 月 20 日



京都府選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項第 1 号の規定により届出のあった資金管理団体の指定の取消しに係る事項は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	取消年月日
平 沼 和 彦	平沼和彦後援会	相楽郡南山城村大字田山小字北谷 25 の 4	令和 8 年 1 月 6 日
中 村 三之助	中村三之助と皆の会	京都市上京区小川通寺之内下る射場町 568	令和 7 年 12 月 29 日

監 査 委 員

8 年監査公表第 6 号

令和 6 年度、令和 5 年度及び令和 4 年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 21 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 岡 本 吉 弘

令和 6 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第 1 包括外部監査テーマ
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 京都府京都土木事務所のあり方と拠点の検討 当該施設は、昭和56年建設であり、令和6年現在で築43年が経過している。当地に移転される以前は、左京区吉田河原町19にあった。当地に移った経緯として、特に河川管理の観点から、京都府所管でプレゼンスの高い賀茂川（鴨川）周辺が望ましいとの判断があり、府有地であり、賀茂川（鴨川）に近い場所として選ばれた。今後、耐震診断を行う予定とのことであり、その診断結果を受けてではあるが、河川災害が生じた場合は、行政上の拠点となる場所でもあるため、その機能を十分に果たすことができる強度は必要である。よって、中長期的に当該土木事務所を今後どの程度の期間利用するのか、そのためにはどのような長寿命化策が必要か、現状の規模でよいかなど、包括的な検討が必要な時期に来ているが、具体的な検討がなされていない。 なお、当地は北山エリアにあり、京都府による「北山エリア整備基本計画」（令和2年12月）などにあるように、北山エリアは、「賀茂川などの豊かな自然環境の中、府民利用施設等が集積する貴重な府民の憩いの空間であり、ここで国内外からの人が集い、交流することにより、京都から新しい文化・芸術を創造・発信する拠点となる大きな可能性を秘めている」場として、ふさわしいあり方が求められる。現時点で当該建物については、法定耐用年数経過前でもあり、直ちに移転すべきという訳ではないが、北山エリアという地域的特性の観点からも、単独公所として、京都土木事務所が当地にあり続けるべきか検討すべきである。 仮に、京都府における当事務所の業務について、今後、組織再編を検討する場合には、例えば河川管理、水防機能を鴨川周辺に残しつつ、その他の業務を別の場所に移転するのであれば、他の機関との共用も含めて検討されたい。 （報告書113～114ページ）	（京都土木事務所） 令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。 引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。	改 善 中
2 移転・機能の府市連携又は民間への移譲の検討（京都府産業支援センター） 京都府産業支援センターは京都市サーチパーク内にあり、公設試験研究機関である京都府中小企業技術センターが技術支援、人材育成、研究開発及び情報発信というサービスを、公益財団法人京都産業21が経営支援のサービスを、それぞれ府内中小企業に対して、利便性高く提供している。京都市サーチパークは京都市中心部にあり交通の便が良いことから、利用者や職員にも利便性が高い一方で、京都府産業支援センターの建物は平成元年8月の建築で築36年となっており、老朽化が目立ち、今後多額の修繕費が見込まれる。また、敷地は京都市サーチパーク株式会社から賃借しており、土地賃借料及び建物管理料は2,953百万円の支払累積となっており、現在も79,348千円／年と多額な費用を負担する必要がある。 京都府産業支援センターのサービス利用者は広く府内中小企業に及んでおり、建物も当機能を発揮するために特殊な構造となっているものではない。 また、京都府産業支援センターが提供する技術支援、人材育成、研究開発、情報発信及び経営支援とい	（中小企業技術センター） 当センターの機能については、京都府の公設試験研究機関の方向性とそれを実現するための具体的な取組について、令和6年3月に検討委員会を設置して議論を進め、令和7年10月に最終的な提言を取りまとめたところ。 この提言の具体化に向けて、令和8年5月に中期計画を策定したところであり、今後、センターの機能やサービスの充実に向けて取り組んでまいりたい。 また、施設の老朽化への対応を含めた当センターの持続可能なあり方については、京都市サーチパーク東地区全体の課題として検討してまいりたい。	改 善 中

	う機能に関して、現在は7,296㎡の面積を必要としているが、現在の機能の必要性の検討、民間への移譲の可否についても十分検討すべきである。京都市サーチパーク内には京都市中小企業技術センターと同じ公設試験研究機関であり、京都市が運営する地方独立行政法人京都市産業技術研究所があり、対応可能な技術分野や導入している機器について、京都市機関との連携も検討し効率的な運営が目指されるべきである。 将来の多額の修繕費の負担と、土地賃借料及び建物管理料として79,348千円/年の負担をしながら、これまでと同じようにサービスを提供する必要があるかについては疑問であり、京都市産業支援センターの施設のあり方を含めた抜本的な見直しを検討すべきである。（報告書138～139ページ）			
	3 適地への移転の検討（京都府計量検定所） 京都府計量検定所は、周辺が閑静な住宅地であるほか、西側には京都市立の公立中学校が隣接しており、車両の出入り等に伴う安全性や検査時の騒音等生活環境における影響がマイナス面となっている。また、タクシー事業者については検定所外の路上走行検査も必要となるが、近隣の交通量は多く、検査に適している状況とは言えない。 施設としては、場外にタクシーメーター装置検査場（現状94.15㎡）が必要であり、基準となる大型の分銅を検定するはかり検定室（現状104.00㎡）や、はかり検定用天井走行クレーン1基を設置する天井高や強度は必要となるものの特殊な施設は必要ではない。また、検査機器も移設可能である。京都府計量検定所の入所する建物は築50年であり、建替えも検討される時期になっている。この状況で、危険排除という視点からも京都府計量検定所が地価も高く、閑静な住宅地である現状の場所で事業を継続する必要性はない。 このことから、京都府計量検定所は他府県の見直し事例の検証も行ったうえで、移転を検討すべきである。（報告書153～154ページ）	（計量検定所） 令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。 これを受けて、現在、当該施設の適正な規模や移転先等について検討を行っているところであり、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。	改 善 中	
	4 施設及び事業の将来性についての検討（さつき寮） さつき寮は、民間事業者との間で定期借家契約が締結されており、残存の契約期間が約10年残存している。契約期間終了後においては、建屋の築年数が50年以上になり、大規模修繕や建替えの検討が必要となるが、要する費用が膨大となり、効果との比較で勘案すると現実的でないと考ええる。 確かに、さつき寮の外国人留学生の宿舎としての利用については、留学生と地域との交流による地域の国際化を通じて、国際都市である京都のブランド価値をより高め、国際交流にも効果的であるが、その効果は寮の所在地から勘案すると京都市内に限定されており、京都市は京都府の権限の多くを委譲されている政令指定都市であることから、必ずしも京都府が実施しなければならない事業ではないと考えるため、事業の廃止を含めて検討すべきである。 その上で、事業を継続となった場合の手法としては、自前の建物が必要かについても、民間建屋の借り上げや、家賃補助といった代替案もあり、検討の余地があると考ええる。さらに、昨今では、私立大学においては、少子化による学生数減少の対策として、自前の学生寮新築といった事例も散見されるため、残存す	（共生社会推進室） 令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止する方向性について報告を行ったところ。 これを受けて、令和8年3月末に事業契約及び定期借家契約を解約し、事業を廃止した。 廃止後の施設の取扱いについては、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。	改 善 中	

る約10年間の契約期間において、これまでのようなニーズがあるかについても検討の余地がある。 もっとも、定期借家契約の契約満了前に契約を打ち切れば違約金の発生が見込まれるが、その点についても一度これらの現状を勘案して、費用対効果を検討する価値はある。 一方、建屋自体の今後については、寮として建設され、1人用個室を45室備えているが、各部屋にはトイレやバスはなく、いずれも共同使用となっており、機能面で時代遅れとなっている。そのため、大規模修繕による長寿命化は選択肢として考えにくく、事業を廃止するのであれば解体撤去するのが妥当であり、検討すべきである。 (報告書173～174ページ)			
5 施設及び事業の将来性についての検討（みずき寮） みずき寮は、民間事業者との間で定期借家契約が締結されており、残存の契約期間が約10年残存している。契約期間終了後においては、建屋の築年数が50年以上になり、大規模修繕や建替えの検討が必要となるが、要する費用が膨大となり、効果との比較で勘案すると現実的でないと考える。 確かに、さつき寮の事業と同様に、みずき寮の外国人留学生の宿舎としての利用については、留学生と地域との交流による地域の国際化を通じて、国際都市京都のブランド価値を高め、国際交流にも効果的であるが、その効果は寮の所在地から勘案すると京都市内に限定されており、京都市は京都府の権限の多くを委譲されている政令指定都市であることから、必ずしも京都府が実施しなければならない事業ではないと考えるため、事業の廃止を含めて検討すべきである。その上で、事業を継続するとなった場合の手法としては、自前の建物が必要かについても、民間建屋の借り上げや、家賃補助といった代替案もあり、検討の余地があると考ええる。さらに、昨今では、私立大学においては、少子化による学生数減少の対策として、自前の学生寮新築といった事例も散見されるため、残存する約10年間の契約期間において、これまでのようなニーズがあるかについても検討の余地がある。 もっとも、定期借家契約の契約満了前に契約を打ち切れば違約金の発生が見込まれるが、その点についても一度これらの現状を勘案して、費用対効果を検討する価値はある。 一方、建屋自体の今後については、これもさつき寮と同様に、寮として建設され、1人用個室を44室備えているが、各部屋にはトイレやバスはなく、いずれも共同使用となっており、機能面で時代遅れとなっている。そのため、大規模修繕による長寿命化は選択肢として考えにくく、事業を廃止するのであれば解体撤去するのが妥当であり、検討すべきである。 (報告書184～185ページ)	(共生社会推進室) 令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止する方向性について報告を行ったところ。 これを受けて、令和8年4月に事業廃止に向けて事業契約及び定期借家契約の解約に係る合意書を締結し、令和8年9月末に事業契約及び定期借家契約を解約し、事業を廃止することとしている。 廃止後の施設の取扱いについては、新たに民間事業者主体での留学生の誘致・定着促進に資する施設としての利活用を目指し、調整を進めているところ。	改 善 中	
6 地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地） 旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する1,024.17㎡の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する5,100.06㎡の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営して	(職員総務課) 地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和8年3月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。	措 置 済 み	

	きたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。 こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。 平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。 また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考ええる。 以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。（報告書194～195ページ）			
7	府有財産における財源確保の検討（京都府地球温暖化防止府民プラザ） 京都府地球温暖化防止府民プラザは地下鉄「二条駅」下車徒歩 2 分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。 敷地面積 1,374.86㎡に鉄骨造・1 階建ての建物 243.46㎡を有し、2 団体（「特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議」及び「一般社団法人京都府木材組合連合会」）に貸付けを行っており、2 団体とも事務所としての使用である。 貸付先からの施設利用収入は、年間 2,353 千円（令和 5 年度実績）であり、不動産の想定時価から勘案すると相当低い収入額であり、施設の配置も含め、土地の有効活用という面で極端に利用頻度が低い状態にある。さらに、施設を事務所として利用しており外部者の利用が比較的少なく、地球温暖化防止対策を担う組織として自動車の利用が限られるため、駐車場の利用頻度も低い状態にある。また、府民利用が少ない施設であり、貸付先は、当該施設を使用して業務遂行する必然性はない。代替施設への移転も比較的容易と想定される。 財源確保の観点から、貸付先の移転・建物の解体後に、土地の賃貸や売却等について検討すべきである。（報告書202ページ）	（脱炭素社会推進課） 令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。 これを受けて、現在、入居中の 2 団体と令和 8 年度中の移転に向けて調整しているところ。 移転後の土地の賃貸や売却等については、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。	改 善 中	
8	スペースの有効活用による別施設の受入の検討（京都府警察自動車運転免許試験場） 京都府警察自動車運転免許試験場は、京都市の郊外で 72,144.64㎡の大きな敷地で、本館 4,032㎡、別館 2,084.81㎡、安全運転学校 1,204.52㎡の延床面積の施設を持っている。	（運転免許試験課） 安全運転学校の講習会場について、受講者の予約状況等を踏まえた開講日時・場所の見直しによる規模の集約化を行うとともに、運転免許試験場本館の一部事務室を安全運転学校に移転することにより、本館内に空きスペースを構築した。	措 置 済 み	

本館では、新規の運転免許の申請受付とそれに伴う学科試験、別館では免許更新に伴う手続と講習業務、安全運転学校では免許更新に伴う講習以外の講習を行っており、それぞれのロケーションに機能別に役割が割り振られている。 そのため、本館では学科試験室、別館では高齢者講習会場及び六つの講習会場、安全運転学校にも講習室と類似用途のロケーションが別々に存在している。このように機能別にロケーションの用途が決まっていることは個人情報保護等の観点からの利点はある一方で、不効率により広いスペースの有効活用を妨げている可能性がある。さらに平成28年度に京都駅前に免許更新センターが新設され混雑緩和されていることを踏まえると、さらなるスペースの有効活用を検討する意義は大きい。 機能や規模の集約化、建替え及び各業務の時間帯の集中の高低等を加味した相互利用など、施設の高度利用化の検討を行い、現在すべて使用されているスペースから空きスペースを構築する必要がある。空きスペースに関しては、郊外が適した京都府の他の施設への活用のため、警察だけでなく京都府全体で利用を検討すべきである。 (報告書221～222ページ)	当該空きスペースについては、他の施設への活用を含め検討した結果、昨今の免許行政の変化への対応が最優先であると考え、令和7年3月からの運転免許証とマイナンバーカードの一体化により必要となった記録室及び外免切替に係る申請数の増加等に対応するための試験会場を整備し、施設の有効活用を図ったところ。	
9 広大な敷地の有効活用の検討（京都府警察自動車運転免許試験場） 京都府警察自動車運転免許試験場は、京都市の郊外で72,144.64㎡の大きな敷地である。屋外の駐車スペースに関して日曜日の集中時間帯は満車となることもある状況であるが、ピーク状況にスペースを合わせる必要は必ずしもなく、年間通じての敷地の有効活用を検討すべきである。また、屋外駐車場スペースは構築物がなく、平面的な敷地の利用がなされているが、構築物や建物を建築することで立体的な敷地の利用を図るべきである。 京都府警察自動車運転免許試験場に隣接した敷地に警察待機宿舎があるが現在未利用となっている。こちらの土地も待機宿舎を解体し、京都府警察自動車運転免許試験場の敷地と一体で有効活用が図られる必要がある。 また、京都府警察自動車運転免許試験場の隣接地を京都府が一般財団法人京都府交通安全協会に貸付けし、一般財団法人京都府交通安全協会が自動車運転練習場を運営している。こちらの敷地は16,053.96㎡と広い。京都府警察自動車運転免許試験場の敷地を有効活用するに当たっては、隣接する当地も含めて一体的に有効活用を検討すべきである。 (報告書222ページ)	(会計課（警察本部）、運転免許試験課） 警察待機宿舎については、令和7年度に解体工事を完了したところ。 隣接する当地を含めた敷地全体の有効活用については、老朽化している施設の整備と併せ、引き続き検討してまいりたい。	改 善 中

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
1 施設の利活用・統廃合等に対する早急な対応 京都府では、平成17年度に「府有財産戦略活用推進本部」を設置するとともに、平成29年3月に「京都府公共施設等管理方針」を策定（令和4年3月改定）し、府有資産の戦略的な活用に向け取組が進められている。	(総務調整課、財政課、府有資産活用課) 府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和7年9月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整しているところ。 引き続き、各部局における施設の集約化・複合化・統廃合な

しかしながら、府有資産の活用、維持、管理及び処分等について各所管部局に任されている面が多分にあったことから、各施設が最適な利活用をされているか検証を進め、更なる利活用に向け取組を推進するため、令和 6 年 4 月に「府有資産利活用検討プロジェクトチーム」（以下「PT」という。）が設置され、部局横断的な視点で検討が進められている。 ついては、個別施設ごとの耐用年数を考慮した施設の統合、建替え及び処分等施設のあり方の検討を更に急ぐとともに、京都府全体として部局横断的に推進するために、各部局における施設の集約化・複合化・統廃合などの検討に当たっては、PT との連携により推進していただきたい。（報告書24ページ）	どについて、検討を進めてまいりたい。
2 点検・診断等の推進 施設の長寿命化等を図るため、法令に基づく点検の実施に加えて施設管理者による自主点検を実施し、施設の劣化状況等の把握を適切に行うとともに、施設管理者が劣化状況を把握しやすくするため、研修の実施や建築・設備系の技術者による現地調査等を実施し、的確な劣化状況の評価に基づいた修繕・改修を推進していただきたい。（報告書33～34ページ）	（府有資産活用課） 令和 7 年 5 月の府有財産戦略活用総括推進員等会議において、法定点検及び自主点検の実施等について周知徹底し、各部局において、自主点検等により把握した施設の劣化状況等を取りまとめた施設カルテを更新したところであり、これに基づき、計画的な維持管理に努めているところ。
3 立地条件の良い府有財産の利活用における検討の加速化 京都府所有の敷地や施設は、人口減少、少子高齢化の進行に悩む過疎地域にも点在するが、有利に活用が図られる地域にも多数立地する。未利用の敷地や施設を長期間保有することによる維持費は、民間が保有するより低額（例：固定資産税がかからない等）であることから機会損失の意識が高くなりづらいが、未利用資産の抽出と早急な利活用スキームに沿った手続、特に、サウンディング型市場調査に至るまでに時間がかかるため、外部有識者からの意見等の聴取による検討を同時並行で進めるなど、スピード感をもって検討を進めていただきたい。（報告書36ページ）	（総務調整課、財政課、府有資産活用課） 府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて令和 7 年 9 月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、府庁近辺を中心とした庁舎系施設（10施設）について、先行的に検証したところ。 これらの施設については、民間活用等を検討しているところであり、京都府公民連携プラットフォーム等を活用し、民間事業者等からの意見聴取も行いながら、効率的に検討を進めてまいりたい。
4 ネーミングライツパートナーシップ制度の推進 京都府の施設名にパートナーの愛称を付し、命名権料を得ることは、財源確保の一部として一定の成果が認められる。京都府には多くの府民・文化施設等があることから、ネーミングライツパートナーシップ制度の活用を推進していただきたい。（報告書39～40ページ）	（財政課、府有資産活用課） 令和 7 年 5 月の府有財産戦略活用総括推進員等会議において、他自治体におけるネーミングライツ導入事例を紹介し、積極的な活用を提案したところであり、引き続き、府有施設を活用したネーミングライツパートナーシップ制度の活用を推進してまいりたい。
5 集約化・複合化・高度利用化の促進 京都府と京都市の共同整備など他の自治体との協調による効率的・効果的な施設の整備・運営が一定程度進められている。 しかし、施設視察の結果、職員を研修する京都府職員研修・研究支援センターと、教職員を研修する京都府総合教育センターのどちらにも様々な研修室が見受けられたほか、各施設ごとに会議室、倉庫等の類似用途のロケーションが設置されている状況が見受けられた。また、各種相談窓口が京都府総合教育センターや京都府精神保健福祉総合センターなどにそれぞれ備えられているほか、京都府警察自動車運転免許試験場の本館・別館・安全運転学校に一般運転者・高齢運転者・免許取消者等ごとにそれぞれ同じような教室を多数有している。さらには、京都府警察自動車運転免許試験場と、その隣接地で一般財団法人京都府交通	（総務調整課、財政課、府有資産活用課） 府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和 7 年 9 月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整してまいりたい。

安全協会が運営する自動車運転練習場には同じような運転練習場が設置されている。 これら同じ機能を有する施設については、部局ごとに別々に保有したり、対象者別にスペースを確保したりするのではなく、部局横断的に、親和性があり共有することができる他の施設との集約化・複合化・高度利用化を促進していただきたい。 (報告書40～41ページ)	
6 貸付資産の経済的視点からの検討 京都府の公有財産は、京都府財産条例により「減額又は無償で貸付けすることができる。」とあり、議会議決を経て、法令等に基づき貸付けを行っている。無償貸付けを行っている資産や財産は、公益性が高い住民のための施設ではあるが、貸付相手先の経済的事情も考慮の上、契約の見直しや近隣の事情を考慮した将来の契約を検討していただきたい。 (報告書66ページ)	(府有資産活用課) 財産の無償貸付等については、貸付目的の公益性のほか、貸付財産による収益の有無や貸付先の経済的事情を踏まえて総合的に判断しているところ。 今回の意見も踏まえ、引き続き適切に対応してまいりたい。
7 借受料の負担軽減 借受施設は、近隣に比較して適正な借受料を支払うのが原則である。しかし、経済性の観点からは、支払う金額は少ない方が良く、無償であればなお良い。現在、京都府が借り受けている施設は、その場所に設置すべき理由があることを理解するが、継続的に借り受ける場合、借受期間が長くなると敷地や施設を購入する方が安価となることもあり得る。京都府や関係市町村の保有する敷地や施設に移転することも含め、行政サービスの効率化、事業の統合・集約化に向けた検討を行い、借受料の負担軽減に努めていただきたい。 (報告書71ページ)	(府有資産活用課) 府の公共施設については、京都府公共施設等管理方針に基づき、府有施設のほか、国や市町村の施設とも連携して施設の有効活用や集約化・共用化等を進めているところ。 引き続き公共施設等の最適化に取り組む中で借受料の負担軽減にも努めてまいりたい。
8 処分見込みのない未利用資産に係る対策の検討 未利用資産は、庁内又は市町村の利活用ニーズがないことが把握され、府有財産戦略活用推進本部において、処分予定（売却・貸付け）、暫定利用（利活用検討）及び更に方向性を検討（利活用に向けて個別課題等解消必要）に分類されて、売却又は貸付けが実行される。処分予定に掲載される府有財産（不動産）には、隣地との境界確定が進まないなど対応に時間を要する様々な事情を抱え、ケースバイケースで対策を講じなければならないため、処分までに時間を要するものもあるが、府民目線からすると放置された施設と見受けられ、老朽化・劣化が著しく進んだ施設は「まち」の環境及び景観を損なうことになる。事業利用の可能性が低く、すぐに処分することができる見込みのない施設については、解体等進捗を図る特別な対策を検討していただきたい。 (報告書73ページ)	(総務調整課、財政課、府有資産活用課) 府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和 7 年 9 月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整しているところであり、施設の解体等についても当該施設の処分方針と併せて判断してまいりたい。
9 公有財産の暫定利用 公有財産の暫定利用として「倉庫」の利用が多く見受けられる。倉庫の利用方法にも数々あると考えるが、書類や災害用物資の保管が多いと考えられる。ＩＴやＩｏＴの普及により、事務の効率化によるペーパーレス化が図られる中、今後書類の保存は減減すると考えられる。また、暫定利用としている分散した狭小な施設に物資を保管することは、災害時の運搬業務の負担が大きくなる（重機や車両が効率よく搬送することができないために人力が中心となるような拠点）など、いざという時の利用に役立つか疑問で	(総務調整課、財政課、府有資産活用課) 府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和 7 年 9 月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整しているところ。 引き続き、未利用資産の暫定利用の解消、有効活用等に向けて検討を進めてまいりたい。

ある。物資の消費期限や劣化具合の確認など、適正な在庫管理の業務負担が拠点の分散により増していくと言わざるを得ない。未利用の施設に物資を安易に保管するのではなく、施設が古くなり維持費がかかる可能性が高まることを鑑みると、有効活用、貸付け又は売却の選択の判断を優先することを検討していただきたい。 (報告書75ページ)	
10 個別課題を抱える未利用資産の活用検討推進 利活用に向けて個別課題の解消が必要な「更に方向性を検討する施設」には、複雑な権利関係等の理由により一体的有効活用が困難な敷地や、人口減少、少子高齢化の進行等により利用価値が低下した地方都市の敷地が多くを占めているが、こうした資産についても、地元自治体の要望把握や権利関係の整理の推進を積極的に図る必要があると考える。 については、サウンディング型市場調査の実施や外部有識者の意見等を踏まえた課題・検討事項の整理を行うなど、具体的なスケジュール・目標を立てて検討を推進していただきたい。 (報告書77ページ)	(総務調整課、財政課、府有資産活用課) 府有資産利活用検討プロジェクトチームにおいて、令和 7 年 9 月議会で報告した全庁的な府有資産のあり方（検討案）を元に、関係部局と調整しているところ。 「更に方向性を検討する施設」についても、利活用の制約となっている個別事情を踏まえながら、課題等の整理を進めてまいりたい。
11 公有財産の現状についての適時のデータ更新 京都府は、公有財産として施設名、所属、所管課、所在地及び主要施設区分等のほか、財産の異動状況を全庁的に共有しているが、データについては、毎年定期的に異動状況を更新するよう全庁に通知され、所管部局が更新することになっているが、例えば公有財産の貸付け、使用許可等の状況について更新漏れの状況が散見された。データを活用するために、各所管部局において公有財産の現状を速やかに更新していただきたい。 (報告書77ページ)	(府有資産活用課) 令和 7 年 5 月の府有財産戦略活用総括推進員等会議を開催し、公有財産の異動に係る統合財務システムへの入力徹底について改めて周知し、各部局においてデータの更新を促したところ。
12 移転も視野に入れた研修施設のあり方の検討（京都府職員研修・研究支援センター） 京都府職員研修・研究支援センターの現在の建物は昭和 62 年建設で、築 37 年を経過しているものの、令和 4 年度時点では、それほど多くの修繕費がかかっておらず（平成 30 年度から令和 3 年度まで年平均で 2,206 千円）、耐震診断の対象外でもあることから、中長期的な長寿命化への具体的なプランニングはされていない。しかし、法定耐用年数が 50 年であり、壁にクラックなども見られ、毎年一定の修繕費が必要な状況である。 また、新規採用職員の研修時期や業務閑散期に利用率が高くなるのは確かだが、センターの建設当時の想定と異なり、オンライン研修が一部導入されていることなどもあり、職員研修の専用施設としては、利用率は高くない状況にある（令和 5 年度においては、大研修室の利用は 40 回程度）。 さらに、令和元年度からセンターの職員の多くが人事課との兼務となり、兼務する職員は通常センター内の執務室を使うことがなくなったため、事務室スペースに余裕が生じている。 以上より、現在のセンターには課題があると考えられることから、移転も含めてあり方を検討していただきたい。 その検討の中で、建替え等を行うこととなった場合には、稼働率を上げるために、職員研修だけではなく、その他の研修施設（京都府総合教育センター）との共用なども考えられる。	(人事課) 京都府職員研修・研究支援センターについては、隣接する京都府立大学をはじめ、北山エリアにおける各施設の整備に係る検討状況も勘案しながら、引き続き利活用等について検討してまいりたい。

また、現状の施設の長寿命化を図るべきという結論が出た場合については、耐震診断も含めて検討すべきである。 さらに、研修室の利用状況等を踏まえると、例えば、現状、民間団体等への貸し出しなどは行っていないが、利用率を高め、財源確保にもつながることから、研修事業に支障がない限りにおいて、外部貸出しなども検討していただきたい。 (報告書98～99ページ)	
13 事業の必要性和施設の有効活用の検討（京都府動物愛護センター支所） 京都府動物愛護センター支所は、前面が国道 9 号線、周囲は府立大学演習林用地に囲まれ、近隣にその他施設が存在しない場所に立地している。ＪＲ京都駅から京阪京都交通バス ＪＲ亀岡駅行・「老ノ坂峠」まで約50分、下車後徒歩10分かかる場所にあり、交通の便は悪い。 京都府域において、犬猫の殺処分施設は京都府動物愛護センター支所しかなく、犬猫の殺処分場所の確保は、動物を殺処分するという点で地域住民の理解が必要な施設であるため、代替場所の地元調整は難しいと考えられる。 京都府動物愛護センター支所は昭和63年 4 月に建築され、築36年となった現在は老朽化が進んできている状況であることから、今後、更なる施設の老朽化を迎えるまでに、将来的に京都府としての事業の必要性を含めた議論を踏まえ、施設全体の有効活用という観点で、未利用となっているスペース（機械室、操作室）の活用方法について、特殊施設であることを勘案の上で検討していただきたい。 (報告書122～123ページ)	(生活衛生課) 疾病等の動物を苦痛から解放するなど動物福祉の観点等から、同施設における殺処分の必要性は今後も継続するとともに、本所に動物を搬入するための検疫施設としての一時収容及び多頭飼育崩壊時の収容施設としての必要性が高いと認識しているところ。 未利用となっているスペースについては、ケージやペットシート等、災害時のペット用備蓄資材の保管場所として活用しているほか、多頭飼育崩壊などで多量の動物を受け入れる必要がある場合のスペースとして確保しているところであり、引き続き、施設全体の有効活用を図ってまいりたい。
14 好立地の敷地の有効活用（京都府計量検定所） 京都府計量検定所は、第二種住居地域で閑静な住宅地で地価も高い地域に立地しており、現在の利用形態は、交通至便で高地価という場所を有効に利用していない。なお、隣接する京都府立府民ホールアルティの搬入道路として敷地の北側を提供している。 立地状況から判断して、民間への売却や定期借地契約による民間への敷地の貸出しも検討されるべきであるが、当搬入路の確保が必要となることが課題である。一方、当該地は京都府庁に近い立地という点も考慮すべきである。 京都府計量検定所の入所する建物は築50年であり、建替え検討時期にあることに加え、交通至便で資産価値が高く、京都府庁に近いことも踏まえ、資産活用の方向性について民間の意見を聞くなどして、有効利用を検討していただきたい。 (報告書154ページ)	(計量検定所) 令和 7 年 9 月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。 これを受けて、現在、当該施設の適正規模や移転先等について検討を行っているところであり、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。
15 施設の有効活用や他の施設との統合等多角的な検討（京都府京都乙訓農業改良普及センター） 京都府京都乙訓農業改良普及センターは、阪急京都線「西京極駅」下車徒歩10分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。 当該施設の土地は、借地であり、平成30年から令和30年までの賃貸借契約が締結され、年間賃貸料約9,000千円である。 建物は平成元年 6 月に建築され、築35年となった現在は老朽化が進んできている状況であるが、平成30年度に屋上防水工事に10,000千円の投資がなされ、建物の機能維持は十分に図られている。1 階には、作物診断室・分析診断室	(農産課) 施設内の利用頻度の低いスペースについては、同センターにおける業務以外による活用を含め、幅広く検討し、利用率の向上に努めてまいりたい。 当センターが借地に立地している点については、今後、近隣施設の立地条件や空き状況等を勘案しながら、移転可能性も視野に入れて、多角的に検討を進めてまいりたい。

等が配置され、対象地域農家に対する指導や相談内容に対応するための分析が行われている。2階は主に事務室、3階は会議室・厨房施設を備えた食生活講習会室が配置されているが、3階については極端に利用頻度が低い状態にある。 1階部分の機能は専有施設とする必要があるが、2階・3階の事務室・会議室等については、親和性があり共有することができる他の施設と統合する等の有効活用を検討していただきたい。また、当該施設は借地に立地するため庁内の施設最適配置の見直しの際に、他の施設との統合による移転も見据えた検討を多角的に行っていただきたい。 (報告書162～163ページ)	
16 業務の統廃合と府有財産の収益確保の検討（京都府山城家畜保健衛生所） 京都府山城家畜保健衛生所はJR奈良線「城陽駅」下車徒歩5分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。 3階建て延床面積780.09㎡のうち、1階は家畜防疫業務、家畜保健衛生業務等を行うための機能を果たしているが、2階及び3階は、主に倉庫として利用されており、施設全体の有効活用という観点で、低利用となっている。 昭和49年6月に建築され築50年となった現在は、法定耐用年数に到達しており、法定耐用年数（50年）以上の躯体等の健全性を維持するためには、外壁等工事や耐震強化工事を実施する必要がある、多額の修繕費が想定される。 管轄区域は、京都市から南山城村まで非常に広範囲にわたる区域で業務を行っている。立地及び建築経過年数から勘案すると、家畜防疫業務、家畜保健衛生業務及び畜産振興業務の行政機能について、エリア区分を再検討の上、施設の統廃合を含めて検討していただきたい。検討の結果、施設を移転することとなった場合には、建物を解体した上で、財源確保の観点から土地売却等についても検討いただきたい。 (報告書230～231ページ)	(畜産課) 2階、3階は、主に鳥インフルエンザ発生時における初動防疫資材等の保管庫として活用しているところであるが、会議室としての利用頻度向上を含め、施設の有効活用に努めてまいりたい。 今後想定される大規模修繕への対応に当たっては、当施設の時機能や管轄区域の見直しを含め、多角的に検討を進めてまいりたい。
17 建物・施設の縮小・簡素化の検討（京都府立消防学校） 京都府立消防学校は、二重行政の解消や連携強化のため、平成29年4月から、京都市消防学校と共同化し、京都府立消防学校が京都市消防学校内に移転して現在の形となった。府市連携による教育訓練の共同化により組織面での対応は一定の成果が認められる一方で、施設面では抜本的な修繕は行われず、老朽化が進んでいるのが現状である。 常駐の職員はおらず、必要に応じて京都市南区上鳥羽の京都府立消防学校から職員が来校する体制となっている。本館と訓練施設に関しては消防団員の訓練と消防職員の一部訓練に利用されているものの、寮は維持コストに見合うだけの利用はされていないように思われる。 今後の活用を検討するに当たり、八幡市や京都市伏見区の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練機能の確保が必要であることを考慮し、老朽化が進み、今後積極的な利用が見込めない建物は解体や大幅な規模の縮小・簡素化といった対応の検討が必要である。加えて訓練塔や水上訓練場（プール）といった訓練施設についても、不要なものに関しては解体等の対応を検討していただきたい。 (報告書248ページ)	(消防学校) 府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。 現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。

18 災害用物資の倉庫等としての活用策の検討（京都府立消防学校） 府道15号線（宇治淀線）という主要道路に面し、第二京阪道「久御山南」インターチェンジや京滋バイパス「久御山淀」インターチェンジに近い他、国道1号線や国道24号線へのアクセスは良好であり、車での移動には非常に便利な立地となっている。立地の優位性を考えた場合には、物流拠点としての利用が有力である。 現在京都府では、災害時に必要となる物資を様々な施設に分散して保管している。本施設の車庫の一部は山城広域振興局が書庫として利用しているが、例えば、交通至便なこの場所に京都府で保管すべき災害用物資の保管を集約することで、管理コストの低減に資するほか、災害発生時に活躍する消防職員の訓練拠点と物資拠点を一致させることにより、有事の際の物資の分配計画等がスムーズに作成・実行することが可能となることから、災害時の物資拠点等としての活用を検討していただきたい。 （報告書248～249ページ）	（消防学校） 府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。 現在、府全体の備蓄倉庫の配置等に係る課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。
19 立地を生かした活用方法の検討（京都府立消防学校） 府道15号線（宇治淀線）の周辺には民間の物流施設が多数存在しており、物流施設を利用する大型トラックが往来している。京都府立消防学校は、八幡市や京都市伏見区の避難施設に指定されており、避難施設や訓練施設として必要なスペースを精査することは必要であるものの、財源確保の観点から、敷地の一部売却や、民間のロジスティクス施設向けに土地の貸付けといった様々な有効活用策の検討をしていただきたい。 （報告書249ページ）	（消防学校） 府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。 現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。
20 他施設の共有を視野に入れた事業内容・規模の見直し（京都府総合教育センター） 京都府総合教育センター本館は、旧郵政省が建設したものであり、相当程度古く（本館は昭和39年、木造の図書館は聞き取りによると昭和31年頃とのこと）、今後当該センター施設をどうするのか検討が必要な状況であるが、具体的な検討がなされていない。同地に建替えをするか、別の施設に移転するかも含めて、あり方を検討していただきたい。 当該センター設置時点と異なり、現在は、オンライン研修なども一定程度活用でき、その範囲は今後も拡大が想定される。現時点では、全ての研修室が常時フル稼働している状況ではない（令和5年度の利用実績では、大研修室の利用率は56.0%であるが、35%以下の利用率の研修室・演習室が8室中6室ある。講堂の利用率は28.8%である。）。よって、建替えや別の建物に移転する場合は、同じ規模の施設の必要性について検討が必要と考える。 当該センター本館は、3階建てであるが、第1種低層住居専用地域であることから、同地に建替えをする場合は、同じ規模の建物を建てることは不可能であるため、同地において、建替えを図るためにはその点についても考慮する必要がある。 また、センター敷地内には一部未整備・未利用の土地があり、車庫も老朽化が進んでいる上、現在は倉庫になっている。近鉄丹波橋駅から徒歩圏内であることから、駐車場用地も現在と同様の規模を確保し続ける必要があるかどうかについても、検討が必要である。さらに、利用率を向上させる観点からも、建替えをする場合は、京都府職員研修・研究支援センターなどの同等の機能をもつ府有財産との	（学校教育課） 当センターは、施設の老朽化や昨今のオンライン研修の拡大、未整備土地等の状況から、他施設との共有等を含め、施設全体の有効活用に向けた検討が必要と認識しており、令和8年5月に京都府総合教育センターの施設等のあり方について検討を行う庁内プロジェクトチームを設置したところ。 今後の検討にあたっては知事部局や京都市とも連携し、多角的な観点から調整を進めてまいりたい。

共有や、京都市との同等の機能を果たす施設との共有も検討の余地がある。 なお、京都府総合教育センター条例第 2 条によると、教育センターの事業として、(1)教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること、(2)教育関係職員の研修に関すること、(3)教育相談に関すること、(4)教育に関する図書及び資料の収集及び活用に関すること、(5)前各号に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業が掲げられている。建替え検討を行う場合は、そのうち、特に(3)の教育相談については、現状と同様に研修施設と同じ場所で行うのか、相談事業を行っている他の同等の施設で実施するのかなど、事業実施の場所についても検討を行っていただきたい。(報告書271～273ページ)	
21 財源確保を視野に入れた施設の有効活用の検討（京都府総合教育センター） 講堂については、法定耐用年数が47年で使用年数が32年であり、昭和56年の新耐震基準を満たしていることから、当面利用可能である。しかし、当該建物は一般への貸出しは行っておらず、研修室も外部貸出しの件数はそれほど多くない。交通アクセスが良いことから、特に土日については、文化的な催しなどの利用にニーズがある可能性があることから、一般向けの貸出しについても検討していただきたい。(報告書273ページ)	(学校教育課) 講堂については耐震基準を満たしているものの施設・設備の老朽化が進んでおり、特に 2 階トイレについては、敷地内水道管の老朽化や水圧不足等により詰まり等が多発している状況であるとともに、女性用トイレの戸数が少なく、大人数利用の場合は、耐震化未実施の本館トイレも併用する必要がある、一般開放を行うには課題があると認識しているところ。 加えて、一般開放に向けては、施設面のほか、職員体制の確保、情報機器設備の整備や駐車場管理等の課題もあると認識しており、費用対効果も含め検討してまいりたい。
22 長寿命化を図るための中長期修繕計画の検討（京都府精神保健福祉総合センター） 京都府精神保健福祉総合センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条に基づく機関として、京都府精神衛生総合センター基本構想に基づき当地に新設されたものである。令和元年度から令和 5 年度までの年平均修繕費は、2,850千円と、現時点では、それほど多くの修繕費がかかっていない。しかし現在のところ、耐震診断の対象外であることから、耐震診断は実施されていない状況である。また、中長期的な長寿命化への具体的なプランニングはされていないとのことである。随時修繕が必要な箇所を見回りながら、必要な修繕については、随時予算化しているとのことである。基本的な所管業務については、設置当初から変わっておらず、法律による設置義務のある機関として、同地においてなるべく長く使用するのが施設運営の基本的方向性であると考えられる。しかし、法定耐用年数が50年のところ、42年経過しており、長寿命化するためには、センターの担当者による通常の修繕の必要性の把握と予算化による措置だけでは、十分ではない可能性がある。よって、ファシリティマネジメントの観点から、当該施設をあと何年使うのか、中長期的な修繕計画をどう考えるのかなどについて、検討していただきたい。(報告書283～284ページ)	(障害者支援課) 精神保健福祉総合センター庁舎については、建物の維持・管理を目的とした修繕を随時行っており、修繕箇所については修繕業者に法定耐用年数程度まで利用することができることを確認しているところ。 今回の意見も踏まえ、今後は、維持・管理を目的とした修繕に並行し、法定耐用年数経過後の使用を見据えた中長期的な修繕計画の策定を検討してまいりたい。
23 高地価である府有地における災害用備蓄倉庫の運営について（元近衛寮） 現在、元近衛寮は災害用備蓄倉庫として使用されている。確かに、京都市の中心部に所在しており、京都府庁からも比較的近い場所に所在することから、便利な保管場所であることは理解することができる。しかしながら、建物は旧洛東病院の寮として使用されていたもので、昭和47年の築造で築年数がすでに50年以上を経過しており、いざ地震等の災害が生じた際には建物自体が被害を受けるおそれ	(災害対策課) 元近衛寮は京都市街地の貴重な備蓄拠点であり、今後もその機能は維持する必要がある一方で、現建物は寮構造のため搬出入効率が低く、迅速に搬入出を行うためには高額な設備投資が必要であることなど、課題があると認識しており、現在、当該施設を含めた府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところ。 当該土地の価値も踏まえ、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームとも連携し、調整してまいりたい。

がある。

また、機能面においても、元々寮だったことによる狭小な間取りや、普段は利用していないことによる湿気等といった環境面から勘案して、物資の搬出入や保管といった面からは適していない状況にあると言え、府有財産利活用の観点からは見直しの検討が必要と考える。さらに、視察時に感じたことであるが、普段は建物に出入りが無いことから、建物の外側に植物が絡みついて異様な外観となっており、近隣には中学校や住宅もあることから、治安・防犯上の観点から問題があると考ええる。

そもそも、当該土地の価値は大変高く、現状の利用状況では府有財産が有効に活用されているとは考えにくい状況にある。そこで、まずは建物の解体撤去を検討するとともに、更なる公的な有効活用を調査・検討し、そのようなニーズがなければ民間への売却も含めて検討いただきたい。（報告書293ページ）

24 廃止決定された府有財産における土地の活用について
（元桃山職員住宅第1住宅・第2住宅）

元桃山職員住宅第1住宅・第2住宅は、平成19年度に策定された職員住宅新活用計画において、耐震診断調査の基準を満たしておらず、大規模地震発生時には倒壊の危険性があり、入居率も含めて総合的に判断した結果、平成25年度末を目標に廃止することとされ、実際に平成24年11月度において廃止がなされた。

現在、京都府では両住宅について、「更に方向性を検討」の未利用資産として認識しているが、今回、現状を把握するため、現地において外観を視察したところ、10年以上にわたり人が住居せずに未利用となった建屋は、不法侵入を防ぐ措置がされているものの、いわゆる廃墟となっており、建屋の外観は黒ずみ、一部には植物が絡みつくなど、一種異様な光景となっていた。

土地の利用に関しては、様々かつ複雑な権利関係により、当施設の方角性を検討するには相当の時間を有するところではあるが、今後の対応については、当該職員住宅の敷地のみでは公道に接道していないため、単独での利活用は困難と考えており、隣接する府有地と併せて一体的な利活用の検討を進めていただきたい。

（報告書296～297ページ）

（職員総務課）

当該職員住宅の敷地は公道に接道していないため、単独での利活用は困難であり、将来的な利活用については、当地に隣接し、公道に接道している府営住宅桃山伊賀団地を含めた対応が必要となることから、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。

25 一般財団法人京都府総合見本市会館への貸付形態のあり方

京都府は、一般財団法人京都府総合見本市会館に「府内の経済活動の活性化及び府民文化の振興を図るため」を根拠として無償貸付けを行っている。この根拠について異論はないものの、総合見本市会館の来場者はコロナ後に大きく減少している一方で、一般財団法人京都府総合見本市会館は会場使用料等を収入源として安定した収支差額を確保し、令和5年度で1,525百万円の正味財産を有している。また、総合見本市会館は老朽化も進行し、大規模修繕費用が多額に発生しているが全額京都府が負担している。一般財団法人京都府総合見本市会館の事業は府内の公益的な事業ではあるが、1,525百万円という正味財産の蓄積状況とその収入源が総合見本市会館の会場使用料等であることを考えれば、無償貸付けという形態の見直しや修繕費の負担など、京都府への収益還元を検討していただきたい。

（報告書309～310ページ）

（観光室）

会館の運営については、京都府の負担金や運営に係る特別な補助を受けることなく、独立した自己の収支で維持継続しており、社会経済情勢の変化で難しい運営が見込まれる中、使用料収入など事業活動収入の確実な獲得と効率・効果的な事業活動支出の執行に努め、状況の変化に適時適確に対応しながら安定した経営を行っているところ。

また、修繕の対応については、経年劣化等大規模修繕は施設所有者である京都府が負担しているものの、使用に伴う破損や故障等の小修繕は財団が負担することを基本的な考え方としており、今後も貸付目的の公益性、貸付財産による収益の有無や貸付先の経済的事情等を踏まえて総合的に判断してまいりたい。

令和 5 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
3 ペーパーレス化普及促進のための環境整備 京都府は、モバイル端末の配布や O f f i c e 3 6 5 の導入等によりテレワーク環境が整備されている。 一方で、We b 開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配布する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった I C T 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。 （報告書225ページ）	（人事課、情報政策課） 令和 7 年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。	措 置 済 み

令和 4 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

府税事務所等のあり方について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 自動車税（種別割）の徴収率向上 京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却することができていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。 （報告書90ページ）	（税務課） 京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてもなお滞納している例の、大きく二つに分類される。 前者については、納期限が毎年 5 月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。 後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。 他方、令和 5 年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。	措 置 済 み

	加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。 こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和 6 年度の徴収率は、前年度から 0.1 ポイント上昇した。	
4 窓口業務の委託可能性 税務の窓口業務はやや定型的な内容が多く、専門的な知識を必要とする内容を除けば、委託に適している業務であると考えられ、現実には窓口業務の委託が導入されている都道府県もある。 費用対効果を勘案し、削減効果が見込めるのであれば、窓口業務に関しては積極的に委託することを検討すべきである。 (報告書177ページ)	(税務課) 令和 7 年 1 月の府税事務所統合に合わせ、税に関する質問に 24 時間対応可能な A I チャットボットを導入し、令和 7 年度には約 18,000 件の利用があったところ。 あわせて、車検時における納税証明書の提示省略の可否をシステム上で確認することができる自動車税納税確認システムを導入し、同年度において約 70,000 件の利用があり、窓口業務の削減につながった。 こうした窓口業務の削減を踏まえ、今後も委託ではなく、業務の一層の効率化に取り組んでいく。	措 置 済 み